

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 特定粉じん排出等作業に係る規制基準

届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定建築材料の建築物等からの除去を、隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法により行う場合に、特定粉じんの飛散の状況について調査を行うことを含むものでなければならないこと。

(第十八条の十四第二項関係)

第二 特定粉じん排出等作業について違反行為に係る法人に対する罰金額の引上げ

法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、特定粉じん排出等作業について違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して五百万円以下の罰金刑を科すること。

(第三十六条関係)

第三 検討条項の追加等

一 政府は、解体等工事が特定工事に該当するか否かについての事前調査を、当該事前調査を行うために必要な専門的な知識及び技術を有する者であつて当該解体等工事の関係者以外のものに行わせることの

義務付けについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条第一項関係)

二 政府は、特定粉じん排出等作業が適正に行われたことについての確認を、当該確認を行うために必要な専門的な知識及び技術を有する者であつて当該特定粉じん排出等作業の関係者以外のものに行わせることの義務付けについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条第二項関係)

三 政府は、特定粉じん排出等作業を行う事業に関する許可制度の導入等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条第三項関係)

四 政府は、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制を図るために事業者に対して必要な財政的援助を与えることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条第四項関係)

五 改正後の規定についての検討時期を、この法律の施行後五年を経過した場合からこの法律の施行後三年を経過した場合とすること。

(附則第五条第五項関係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。